

播 農 第 7 8 号  
令和元年11月12日

播磨町長 清水 ひろ子 様

播磨町農業委員会  
会長 澤田 秀隆

### 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出いたします。

#### 記

全国的に農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生等の様々な課題を抱え、大変厳しいものとなっております。また、近年、都市農業を巡る状況が大きく変化してきています。

少子高齢化、人口の減少、地球温暖化等が問題視される中、宅地需要が沈静化し市街化圧力が低下する現在、住民の都市農業に対する認識にも変化が見られています。このような背景を踏まえ、平成27年4月には都市農業振興基本法が成立し、市街化区域における農地は、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと見直されています。

一方、播磨町に目を向けると、町道浜幹線の全線開通等により住環境の向上が見られ、農地が宅地化されることにより良好な住宅地が供給され、町人口の増加がみられています。これは、宅地化可能な農地供給があったという幸運に恵まれたという結果と言えます。今後も継続的にこの状況が維持できるかと言えば、宅地化可能な農地が減少する中、成り行き任せでは行き詰まりが見えています。現在残存している農地（特に市街化区域農地）についてどのように活用していくのか、町政策としての方針を都市計画マスタープランに組み込んでいく必要があると考えます。そのために、農地の多面的な活用方法や、宅地化が進み農地が消滅した場合、どのような問題が発生するのか、検証を進めるべきです。しかし、農地の宅地化は加速度的に進行中であり、農地を保全するのであれば時間的猶予のない状況となっております。したがって、まずは農地保全に着手したうえで最適解を導き出す必要があると考えます。

現在策定されている播磨町都市計画マスタープラン（平成24年4月）では、自然的環境に関する方針として、「市街化区域内の農地は、農業施策との調整の

もと、農地の多面的な機能を評価し、良好な都市環境の形成に役立てるため、活用を図ります。」とあります。また、播磨町緑の基本計画（平成29年3月）では、基本方針として、「市街地のため池・農地を守り活かす」とあり、市街化区域内の農地の保全・活用を謳っていますが、市街化区域内の農地は固定資産税の負担も大きく農業経営が困難です。このような厳しい条件の中、農家の努力により何とか営農を継続しているのが現状です。農家が農地を維持できなくなれば、行政が期待している農地の持つ多面的な機能は失われることとなります。

住民生活へ多くの利益をもたらしている農地を維持するため、農家の負担を軽減することは、公平性の観点からも必要であると考えます。

つきましては、本町における生産緑地制度の積極的な導入や市街化区域農地の固定資産税を軽減する税制上の措置について、国等への働きかけをお願いします。

以上